

総量削減義務と排出量取引制度に係る
知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会実施要綱

(制定) 平成 22 年 5 月 17 日付 22 環都総第 106 号
(改正) 平成 27 年 4 月 1 日付 27 環地総第 5 号
(改正) 令和 3 年 7 月 13 日付 3 環地総第 210 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）第 4 条の 24 第 2 項第 2 号及び同条第 3 項第 3 号に規定する知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会（以下「講習会」という。）において、知事が行うべき事務等について定めることを目的とする。

(講習会の名称)

第 2 条 講習会の名称は、総量削減義務と排出量取引制度に係る新規管理者等制度講習会とする。

(講習会の開催時期)

第 3 条 講習会は、地球温暖化対策が円滑に推進されるよう、規則に定める地球温暖化対策計画書の提出期限等を考慮した適正な時期に開催する。

(講習会の対象者)

第 4 条 講習会は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する統括管理者及び同条第 2 項に規定する技術管理者として選任される予定の者を対象として行う。ただし、統括管理者及び技術管理者として選任される予定の者以外の者が任意で受講することを妨げない。

(講習会受講者の募集)

第 5 条 講習会の開催案内は、環境局ホームページによる公表その他適切な方法により行う。

2 講習会の申込みは、電子申請により行う。ただし、受講予定者数等に応じ、その他の方法により行うことができる。

(講習会の費用)

第 6 条 講習会の費用は、受講者から徴収しないこととする。

(修了番号の付与)

第 7 条 知事は、別表に掲げるところにより修了番号を付した台帳を作成し、修了証の交付に関する情報を管理する。

(修了証書の交付)

第 8 条 知事は、講習会の修了者のうち別に定める者に対し、別記様式第 1 号による修了証書を交付する。

2 前項の修了証書には、前条の修了番号を記載する。

(修了証書再交付申請)

第9条 前条第1項の規定により修了証書を交付された者は、氏名の変更又は修了証書の紛失があったときは、別記様式第2号により、修了証書の再交付を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その理由を相当と認めるときは、前条第1項の修了証書を再交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱の改正は、決定の日から施行する。

2 この改正の施行日前に開催された令和3年度の講習会は、改正後の要綱に基づき開催されたものとみなし、第4条から第8条までの規定について、改正後の規定を適用するものとする。

別表

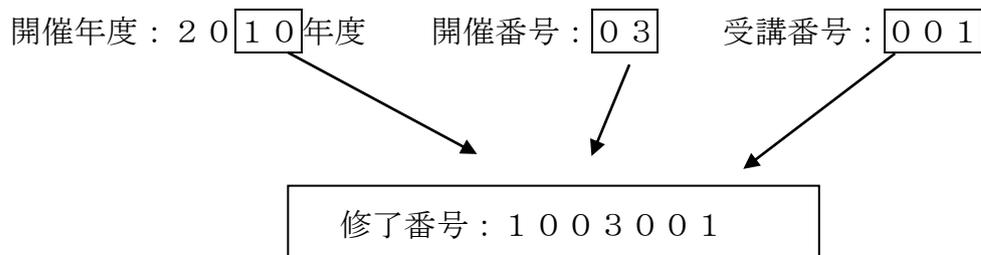
修了番号の付与方法

講習会修了者の修了番号は、本要綱で定める講習会を最初に受講した西暦年度の下2けた、講習会の開催番号2けた、修了者の受講番号3けたを合わせた番号とする。

なお、講習会の開催番号は、年度最初の講習会を「01」として以降連番とし、年度が替わるとに「01」から始めるものとする。

(例)

最初に受講した講習会が2010年度3番目開催のものを修了した者の場合で、その講習会での受講番号が001番であった場合の修了番号は次のとおりとなる。



第

号

修了証書

氏名

生年月日

年 月 日

上記の者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則に基づき実施する総量削減義務と排出量取引制度に係る新規管理者等制度講習会を修了したことを証します。

年 月 日

東京都知事

〇〇

〇〇〇

修了証書再交付申請書

年 月 日

東京都知事 殿

(郵便番号)

住 所

(フリガナ)

氏 名

講習会修了番号

下記の理由により、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則に基づき実施する総量削減義務と排出量取引制度に係る管理者等講習会又は新規管理者等制度講習会の修了証書を再交付願います。

記

1 氏名の変更

新	旧

2 修了証書の紛失

備考

- 1 上記1又は2のいずれか該当する番号に○を付けてください。
- 2 上記1に○を付けた場合、氏名の変更を証するものを添付してください。